



2021年4月6日

各 位

会 社 名 **株式会社ツルハホールディングス**

代表者名 代表取締役社長 鶴羽 順  
(コード番号 3391 東証第一部)

問合せ先 執行役員管理本部長 村上 誠  
(TEL 011 - 783 - 2755)

### 社外役員の選任基準制定に関するお知らせ

当社は2021年4月6日開催の取締役会において、当社の社外役員の選任基準を制定することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 目的

取締役会の透明性と客観性を確保するために、社外役員候補者を選定する際の具体的な基準を設けるものです。

2. 選任基準の内容

別紙のとおり

3. 制定日 2021年4月6日

※本基準は2021年8月に開催予定の当社定時株主総会における社外役員候補者の選定時より適用いたします。

以上

(別紙)

社外役員の選任基準  
(2021年4月6日制定)

株式会社ツルハホールディングス

当社は、本基準（以下の（１）～（１３）のいずれの項目にも該当しないこと）を株主総会における社外役員（候補者）の選任基準とする。

当社取締役会は、当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有すると認定する。

なお、社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

- （１） 現在及び過去 10 年間、当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者
- （２） 当社グループを主要な取引先とする者<sup>1</sup>またはその業務執行者
- （３） 当社グループの主要な取引先<sup>2</sup>またはその業務執行者
- （４） 当社の大株主（総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- （５） 当社グループが大口出資者（総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- （６） 当社の定める基準を超える借入先<sup>3</sup>の業務執行者
- （７） 当社グループから多額の寄付を受けている者<sup>4</sup>またはその業務執行者
- （８） 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家<sup>5</sup>（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
- （９） 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- （10） 当社グループの業務執行者が現在または過去 3 年以内に他の会社において社外役員に就いているまたは就いていた場合における当該他の会社の業務執行者

- (11) 過去3年間において、上記(2)から(9)までに該当していた者
- (12) 下記に掲げる者の近親者等<sup>6</sup>
- a. 上記(2)から(9)までに掲げる者
  - b. 過去1年間に(2)、(3)、(8)に該当していた者(重要でない者を除く)
  - c. 当社グループの重要な業務執行者および業務執行者以外の重要な取締役
  - d. 過去3年間において、上記cに該当していた者
- (13) 当社の社外役員として選任した時点で通算の在任期間が10年を超える者

以 上

---

<sup>1</sup> 当社グループとの年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上

<sup>2</sup> 当社グループとの年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上

<sup>3</sup> 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

<sup>4</sup> 当社グループから直近事業年度において1,000万円以上の寄付を受けている者

<sup>5</sup> 当社グループから直近事業年度において1,000万円以上の支払いを受けている者

<sup>6</sup> 近親者等とは、2親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。